

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

午王山遺跡は、昭和 47（1972）年の埼玉県による分布調査の結果、埼玉県埋蔵文化財包蔵地台帳に搭載され、文化財保護法上の埋蔵文化財包蔵地として初めて行政的に周知される事となった。昭和 54（1979）年には、遺跡の東南支丘で宅地開発に伴い最初の発掘調査を実施し、弥生時代の方形周溝墓や平安時代の土坑・住居跡、斜面下部では中世の火葬墓と板碑群などを検出した。以降、平成 19（2007）年までに 14 次にわたり農地改良や宅地開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施した。その結果、午王山遺跡は、旧石器時代から中世に至る各時代の遺構や遺物が多数検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代中期後葉から後期後葉にかけて集落が営まれ、中期後葉前半には 2 重の環濠によって囲まれる関東地域では類例の少ない多重環濠集落であることが明らかとなった。

和光市では遺跡の重要性に鑑み、将来にわたって史跡として保存整備を図るために、平成 22（2010）年 11 月 29 日付けで遺跡の一部（306 m²）を公有化し、翌平成 23（2011）年 4 月に保存を目的として第 15 次調査を実施した。調査の結果、住居跡 6 軒、土坑 2 基を検出し、当該地を和光市指定文化財（史跡）に指定し保存を図ることとした。また、平成 30（2018）年 2 月には、埼玉県指定文化財（考古資料）に本遺跡出土品 121 点が指定され、その重要性が改めて評価されることとなった。

和光市ではこれまで調査ごとにまとめた報告書を総括し、遺跡の本質的な価値を明らかにするとともに、今後の保存と活用の基本資料とするため、午王山遺跡総括報告書策定委員会を設置し、令和元（2019）年に総括報告書を作成した。

令和元年 7 月 26 日付けで午王山遺跡の史跡指定について、文部科学大臣宛に意見具申をしたところ、同年 11 月 15 日に国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、令和 2 年 3 月 10 日に官報告示され、国史跡として指定されるに至った。

(2) 計画の目的

本計画は、史跡午王山遺跡の本質的価値を明確にするとともに、現状を把握し、課題を抽出することにより、将来に向けてそれらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする。

また、管理団体、所有者その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が史跡の保存および活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものである。

(3) 委員会の設置・経緯

計画策定にあたり、史跡午王山遺跡の保存、活用および整備にかかる検討のため、「午王山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、令和 2 年度および 3 年度の二ケ年をかけて委員

会を開催した。策定委員会は、学識経験者、地元関係者、地権者、公募市民、庁内行政関係者等から構成し、文化庁文化財部並びに埼玉県教育委員会の指導助言を得た。

(策定委員会開催記録および委員名簿)

(4) 他の計画との関係

総合計画その他の計画（都市計画・まちづくり計画等）との整合

(5) 計画の実施

計画の実施・発効の日付

2. 史跡の概要

(1) 午王山遺跡の概要（午王山遺跡総括報告書抜粋）

- ア. 自然地理的環境
- イ. 歴史的環境
- ウ. 調査成果

(2) 指定に至る経緯

午王山遺跡は、1960年代の谷井 彪の論考によって知られることとなる。昭和54(1979)年から平成23(2011)年までの間に15次にわたる発掘調査の結果、旧石器時代から中世に至るまでの各時代の遺構遺物が検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代後期を中心に多重の環濠が巡る集落跡であることが明らかとなった。

和光市は、午王山遺跡の重要性と宅地開発の動向等を鑑みて、将来的な遺跡の保存に対し踏み出した。平成25(2013)年には遺跡の一部を公有地化し、市史跡に指定するとともに、これまでの調査成果をまとめ、遺跡の保存を図ることとした。

(3) 指定の状況

ア. 指定告示

名 称	史跡午王山遺跡		
所 在 地	埼玉県和光市新倉 3 丁目 2831 番 1 外 8 4 筆		
面 積	1 3, 4 2 5. 2 4 m ²		
所有関係の内訳	和光市有地	2, 3 6 8. 4 7 m ²	
	民有地	1 0, 9 0 6. 7 7 m ²	
	社寺有地	1 5 0. 0 0 m ²	
指 定 年 月 日	令和 2 年 3 月 10 日付 官報号外第 4 5 号文部科学省告示第 1 7 号		

イ. 指定説明文とその範囲

武蔵野台地の北東端部, 荒川低地を望む標高 24～25m の独立丘陵上に位置する弥生時代後期の環濠集落である。昭和 53 年から 15 回にわたる発掘調査が実施され, 集落の構造が明らかとなった。竪穴建物は中期後半から後期の約 150 棟が検出され, 時期により竪穴建物の平面形態に変遷を確認した。環濠は後期中葉前半に掘削され, 後期中葉後半には埋没したと考えられる。ほぼ並行して二重に掘削されており, 同時に機能したとみられる。方形周溝墓は, 環濠外の南東部で 5 基検出されたが, 埋葬施設や時期等は不明である。出土土器には, 中期後半には南関東系, 後期前葉には南関東系と北関東系とが共存し, 後期中葉になると東海東部に系譜が求められる土器が主体となる。時期により異なる系統の土器が確認でき, 関東では出土事例が少ない銅鐸形土製品や帯状円環銅釧が出土したことは, 本遺跡が遠隔地との交流や往来があったことを示す。関東では類例の少ない弥生時代後期の同時性が確認できる多重環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなった遺跡であり, 荒川中流域と南北関東の地域間交流の接点として機能するなど, 関東における弥生文化の交流の実態を知る上で重要な集落遺跡である。

ウ. 指定に至る調査経過

(午王山遺跡調査一覧)

エ. 指定地の状況

午王山遺跡は荒川を臨む東西に細長い独立丘上に立地しており、弥生時代の環濠集落の遺構は丘陵上の平坦面に築かれる。周辺は住宅開発が進んでおり、南側斜面は共同住宅の建設等により、部分的に旧地形を残していない。一方で北側斜面は都市化の進む中であって、貴重な森林資源を残しているが、急斜面で「土砂災害特別警戒区域」に指定される。丘の中心を東西に市道が伸びており、市道の両側に宅地や農地が広がる。史跡指定地のうち、市が平成 25 年に公有化した土地と市道を合わせると約 2, 4 0 0 m²で、指定地の約 2 割である。残る約 8 割が民有地で宅地や農地である。今後、計画的に公有化を図る必要がある。

また、弥生時代の遺構が存在する丘陵上平坦面で未指定の区域や独立丘陵の形状が残る北側斜面など、将来に向けてさらに保護を要する区域は、約 〇〇〇〇 m²あり、今後も引き続き地権者の同意を得ながら追加で保護の措置を図る必要がある。

(土地利用の状況・土地所有関係の状況)

オ. 管理団体

令和 2 年 7 月 22 日付け文化庁告示第 58 号官報告示において、和光市が国史跡午王山遺跡の管理団体として、文化庁長官より指定された。今後も引き続き和光市において、適切な保存管理に努めるものである。

3. 史跡の本質的価値

(1) 午王山遺跡の本質的価値

午王山遺跡の主な特徴は次に上げることができる。

- ① 荒川（旧入間川）低地に臨む独立丘に立地する、主に弥生時代後期の集落遺跡であり、中央平坦部の居住域と東縁辺部の墓域からなる集落の全容が明らかになっている。
- ② 弥生時代中期後半から後期後半までの集落で、後期中葉前後に位置付けられる環濠を持つことから集落の変遷と環濠の関係がつかめる。
- ③ 集落を囲むように3条の溝が設けられており、関東地方では類例の少ない多重環濠を持つ集落である可能性が高い。
- ④ 弥生時代後期の土器には、南関東系の久ヶ原式、中部高地系の岩鼻式、東海東部系の菊川式の3系統がみられ、遠隔地との交流や往来が確認できる。
- ⑤ 竪穴住居跡の平面形態、柱穴、炉の特徴、銅鐸型土製品や銅釦の出土など、遺構や土器以外の遺物からも遠隔地との交流がつかめる。
- ⑥ 以上のことから、弥生時代後期の関東を代表する集落遺跡の一つであるとともに、荒川流域を中心として関東地方の弥生社会を解明する鍵となり得る遺跡である。また、弥生時代後期における広域にわたる交流と、地域間関係の再編過程が把握できる。

(2) 史跡構成要素